

会議録

1 附属機関の名称

犬山市投票区見直し審議会

2 開催日時

令和6年3月10日（日） 午前10時00分から午前11時30分まで

3 開催場所

犬山市役所2階205会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

天野 三由(橋爪上東町内会)、小泉 町子(橋爪上南町内会)、原 康眞佐(橋爪中北町内会)
齊木 顯(日生住宅町内会)、加藤 直樹(橋爪中南町内会)、原 清美(白帝団地町内会)、
中村 義勝(五郎丸北第1町内会)、加藤 千統(五郎丸北第2町内会)、
岩角 宏明(地産団地町内会)、長岡 茂(犬山市明るい選挙推進協議会会長)、
水野 和夫(犬山市明るい選挙推進協議会委員)、原 尚平(犬山青年会議所理事長)、
浅岡 恵美子(犬山南地区民生委員・児童委員)、
伊藤 百合子(犬山南地区民生委員・児童委員)、高橋 勝也(犬山市主権者教育アドバイザー)

(2) 執行機関（選挙管理委員会）

石田委員長、井出書記長、舟橋書記長補佐、高橋書記、住野書記、山田書記

5 議題

第7投票区の新しい投票所について

6 傍聴人の数

0人

7 内容

(1) 委嘱状伝達

委嘱状は机上配布にて伝達。

(2) 委員長挨拶

石田委員長：現在、第7投票区の投票所として使用している橋爪子ども未来園が五郎丸子ども未来園と統合、移転されることになり、使用できなくなる。本審議会では新しい投票所をどこにするとよいかを決めることになるため、委員の皆様には審議をお願いしたい。

(3) 協議事項

① 会長選出

長岡委員の推薦により、高橋委員を会長に選出。

→ 高橋委員が会長となった。

② 会長職務代理者選出

高橋会長が長岡委員を指名。

→ 長岡委員が会長職務代理者となった。

会議録への署名は、高橋会長が原 尚平委員と浅岡委員を指名。

→ 原 尚平委員と浅岡委員が行うこととなった。

③ 第7投票区の新投票所について

事務局より第7投票区の新投票所について、資料1～資料4を用いて説明。

【質疑応答】

高橋会長：事務局から、本日、欠席している名犬ハイツ町内会から事前に意見を頂戴していると聞いているが、ここで紹介してもらってよいか。

事務局：名犬ハイツ町内会から、「審議会を欠席するにあたり町内会の意見を伝えるので、審議会で紹介してほしい」と言われているため、紹介させていただく。「当初、事務局から投票所を新しい子ども未来園にしたいと聞いた時は、みんな投票所が遠くなるし、免許証を返納し、車を手放した高齢者は困るのではないかと思ったが、町内会の集まりで意見を聞いてみたところ、車を手放した人たちはコミュニティバスを利用して投票に行っているという現状が分かった。このため、名犬ハイツ町内会としては、新しい子ども未来園まで行けない人は期日前投票所を利用するため、事務局提案を採用することで問題ない。」という意見だった。

高橋会長：第7投票区の新投票所について、何か意見や質問があればご発言をお願いしたい。

齊木委員：犬山市における投票率の現状について、愛知県議会議員選挙の結果が一切記載されていない。ゼロならゼロでよいが、前回、前々回はどうだったのか知りたい。

事務局：愛知県議会議員選挙については4回ほど無投票が続いている。最後に選挙が執行されたのは、現在の市長である原さんが初当選したときである。これ以降、無投票になっているため、当時の数字を出してもあまりに古いことから、参考にならないと思い、資料からは省かせていただいた。

齊木委員：もう一点質問したい。

先の県議会議員選挙の際、無投票であったが、選挙の入場券が送られてきた。私の知人が無投票だと知らずに投票所に行ったところ、投票所が開いていなかったということがあった。その方からは、「せっかく入場券を送ったのなら、

せめて信任投票だけでもしてほしい」と言われ、なるほどと思ったことから市の選挙管理委員会に、信任投票はやらないのかと聞いたが「そのような事例はない」と言われた。改めて、信任投票の実施の可否について聞きたい。

事務局：日本の選挙制度に信任投票がないことから、信任投票を行うことはできないのが現状である。今後、法律が変わり、立候補者が1人の場合は信任投票を行うということになれば実施できるが、そうならない限りは県議や知事をはじめ各種選挙で信任投票を行うことはできない。

高橋会長：政治的無関心が広がっている中で、この場だけでなく、日本全国で言ってほしい意見であるが、法的に実施するのは難しいと考える。

原(康)委員：選挙管理委員会としては、投票率を上げることは考えているのか。

投票率が上がらないのは、投票に行くための足がないとか、遠いからなかなか行けないというのが主な理由だと考えている。

若い人たちは、投票所が近ければひよっとしたら行くのかもしれないし、敢えて選挙に行かないという考えの人もいるような気がする。

第7投票区の選挙人の数や規模を考えれば、新しい投票所は、新しい保育園にするしかないことは分かるが、可能であれば市内全体を巻き込んだ選挙区の見直しを考えてはどうか。投票区を細かくし、新たに投票所を増やすことになれば、人的配置も大変になるだろうが、地元の人たちに頼む形で何とかなるのではないかと思う。近くに投票所があった方が、投票率は間違いなく上がるため、これを機会に投票区の見直しを考えてはいかがか。

石田委員長：選挙管理委員会では、投票率がどうしたら上がるかということについて、一生懸命考えているが、なかなか難しい問題である。

日本の選挙制度ほど、公平厳密を期する選挙制度はなく、不正な選挙がないよう、取り締まることだけに力が入っている。

海外では、国民に選挙に行くよう義務を課したり、選挙に行かない人に罰を与える国がある。

一方、日本では投票を義務にしてはどうかという議論すらない。

私の個人的な意見だが、犬山市でも主権者に義務を課せられるような条例を作れないか検討したいと思っている。

齊木委員から提案があった信任投票についても、犬山市独自のルールを作っても実施できないかを議論すべきであると考えている。

高橋会長：私は、犬山市の主権者教育アドバイザーを務めているが、市単位で主権者教育アドバイザーを設置している自治体は他にないと思う。この取り組みについては、石田委員長と事務局が子どもへの主権者教育を重要視しているからこそだと考えている。犬山市内の小中学校へは市選挙管理委員会が、市内の高校には原 尚平委員が所属する青年会議所が主権者教育を進めており、全国的に見ても犬山市は主権者教育に力を入れている自治体である。

現在、主権者教育を行なっている子どもたちが投票に行くかどうか分かるのは、5年後、10年後の話になるため、末永い目で見守っていただきたい。

原(康)委員：市の説明でも、新しい投票所として使用できる施設はこの地域に新しい保育園しかないということなので、今度出来る橋爪子ども未来園が新しい投票所でよいのではないかと正直思っている。

浅岡委員：投票率のことを考えると少し視点を変えてみてはどうかと思う。

全国的に見てもやっていることは少ないかもしれないが、選挙に行くとお店の割引を受けられる「選挙割」を高校生発信でやっているという話を聞いた。犬山には「選挙割」が導入できそうな資源がたくさんあると思うので、「選挙割」を導入し、選挙に関心を持ってもらうというのはどうか。

高橋会長：名古屋市では、若い世代が中心となって投票率向上の取り組みをしていると聞いている。

事務局：犬山市においても、選挙手帳導入時にスタンプを押してキャストに持っていくと500円券がもらえるという取り組みを実施したことがある。

また、マルシェを企画している市内の民間団体が、期日前投票期間中に期日前投票所を設置している市役所や南部公民館でマルシェを開催し、投票済証を提示すると割引を受けられるという取り組みも行ってくれている。

犬山市以外の話になるが、イオンなどで投票済証を持っていくと割引が受けられるという取り組みがあることも把握している。

ただ、こうした取り組みは、店の売上に関わる話であることから、市からやってくださいとお願いすることが難しいのが現状である。事業者の方からの自発的なお話、協力があって初めて実施できるものであるため、なかなか難しい取り組みだと考えている。

石田委員長：私は選挙管理委員会の委員長として、市民の皆さんに、議論していただきたいのは、「投票に行かなければ、何か罰則を課せるようにできないか」ということであり、義務感を促進する方向に、議論をしていきたい気持ちがある。

法律は研究するが、先ほどの信任投票もやればよいと思う。信任投票というのは、政治選挙に行くことに利益を与えるのではなく、「選挙に行かないと議員を規制する意見が出せないぞ」という、選挙割とはちょっと価値観の違う選挙方法の導入だと思う。

原(清)委員：わん丸くんバスについて、期日前投票に行くと言えば無料で使えるということを知らなかったため、知らない人が多いのではないか。もう少し広報とかで周知した方が投票率が上がると考える。

高橋会長：これまでの周知方法や実績について教えてほしい。

事務局：この事業については、平成26年の市長選挙から実施しており、利用者についても選挙によってバラツキがあるものの、100人から150人程度の利用者しかないのが現状である。市の選挙人名簿登録者が6万人であることから、利用者は少なく、まだまだ周知が足りない実感している。

実際の周知方法としては、選挙の際に発行している「選挙のお知らせ」という冊子やバス車内での周知を行っている。今回、投票所が変わるタイミングで改めてわん丸くんバスの周知に力を入れていきたい。

高橋会長：事務局から提案のあった、新しい投票所を新しい子ども未来園にする提案に対しては、大きな反対はないと判断している。
事務局提案を了承するという事でよいか。

各委員：異議なし

高橋会長：審議会としては、本日審議していただいた内容を審議会の意見として、答申することとする。事務局は答申書の作成をお願いしたい。
それでは、暫時休憩とする。

<答申書作成のための休憩>

高橋会長：審議会を再開する。

ただいまお手元に答申書案を配布させていただいたため、ご一読をお願いしたい。

答申事項は、「新たな投票所については、同じ投票区内に投票所として使用することができる適切な公共施設が、移転先の新しい子供未来園以外にないことを鑑みても、新しい子ども未来園を新しい投票所とすることが妥当である」という内容である。

この答申書に異議はあるか。

各委員：異議なし

高橋会長：それでは事務局は答申書を選挙管理委員長に提出をお願いしたい。

先ほどの休憩時間の際、伊藤委員とお話をして、委員の皆様と共有した方がよいと思う意見があったので、ここで紹介させていただく。

「本日の審議会では、投票所の移転の話だけではなく、どうしたら投票率が向上するかまで議論されて、とても有意義な審議会だったと思う。

犬山市の期日前投票所は市役所と南部公民館の2か所に設置されているが、更に期日前投票所を増やすことができないか、尚且つ、わん丸くんバスを利用して行けるところであれば、更なる投票率向上につながるのではないか。」という意見であった。若い世代は土日遊びたいだろうから、期日前投票が有効活用されるべきと考える。

コスト面からなかなか難しいかと思うが、一つの検討課題として、選挙管理委員会には把握しておいていただきたい。

(4) その他

事務局から、新投票所が決まったため、審議会は今回で終わりであることを説明。

令和6年3月25日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) 浅田 恵子

(署名) 原 尚平